

令和8年度 当初予算の概要をお知らせします

予算に
関すること



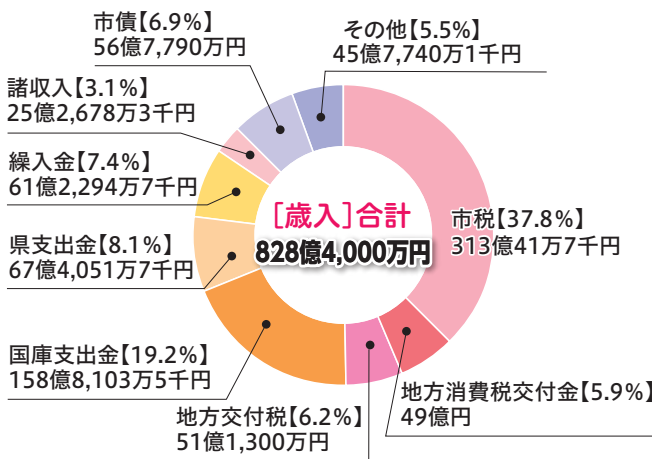
財政課 ☎059-382-9041 📠059-382-9040 ✉zaisei@city.suzuka.lg.jp

■ 会計別予算額

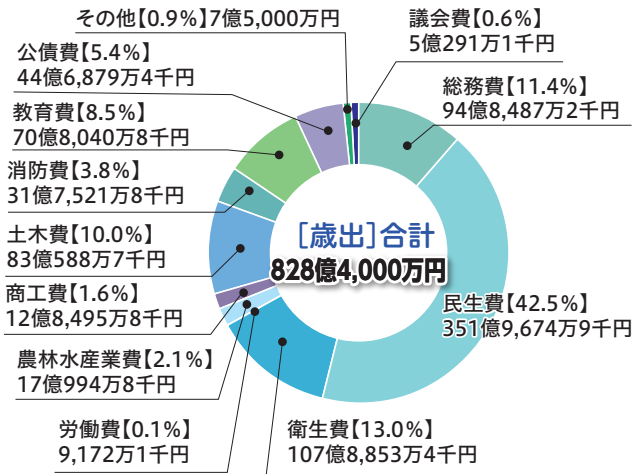
【単位：千円・％】

会計区分	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率	
一般会計	82,840,000	77,050,000	5,790,000	7.5	
特別会計	国民健康保険事業	17,091,570	17,406,580	▲ 315,010	▲ 1.8
	土地取得事業	704,000	154,000	550,000	357.1
	介護保険事業	58,053	54,498	3,555	6.5
	後期高齢者医療	5,791,210	5,411,129	380,081	7.0
	小計	23,644,833	23,026,207	618,626	2.7
水道事業会計	7,730,145	7,074,639	655,506	9.3	
下水道事業会計	12,643,270	13,199,993	▲ 556,723	▲ 4.2	
合計	126,858,248	120,350,839	6,507,409	5.4	

一般会計の歳入



一般会計の歳出



令和8年度予算で、新たに実施する主な取組

※【 】の金額は、令和9年度以降に支出する予定の予算額です。

- ①「鈴鹿市こども計画」の策定 **597万6千円** 「鈴鹿市こども計画」の策定により、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。
- ②祝日保育の実施に対する支援 **148万8千円** 私立保育所などが実施する休日保育事業について、祝日のみの保育に対しても補助を行うことで保育ニーズに対応します。
- ③義務教育学校に係る基本構想及び基本計画の策定 **2,557万5千円** 天栄中学校区の小中学校を再編して設置する義務教育学校に係る基本構想、基本計画を策定し、令和14年4月の開校を目指します。
- ④高齢者終活支援 **17万3千円** 身寄りのない高齢者などの終活情報に関する登録窓口を設置し、緊急連絡先や終活にあたりご本人の希望を登録することで、将来への不安解消につなげます。
- ⑤幼児のインフルエンザワクチン接種費用の助成 **1,060万円** 1歳以上の未就学児を対象に任意接種のインフルエンザワクチン接種費用の一部を助成し、市民の疾病予防及び健康増進を図ります。
- ⑥道路整備による交通アクセスの強化と交通利便性の増進 **1,200万円** 都市計画道路末広千代崎線の一部区間において車道整備並びに自転車歩行者道の拡充整備及び両側設置を行うことにより、交通アクセスの強化と交通利便性の増進を図ります。
- ⑦家庭ごみのふれあい収集の実施 **880万8千円** 家庭ごみの戸別収集(ふれあい収集)を行うことで、集積所へのごみ排出が困難な高齢者や障がい者を支援します。
- ⑧地域公共交通計画の策定 **1,000万円** 【1,000万円】 地域公共交通計画の策定を通して、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークのアップデート、新技術の活用など、本市の地域公共交通のあり方を検討します。
- ⑨就職・転職フェアの拡充 **33万7千円** 大阪で就職・転職フェアを開催し、関西在住の若者をはじめ、幅広い世代の方々にアプローチし、本市での就職や転職、移住・定住につなげます。
- ⑩「書かない窓口」の実現に向けた準備 **543万2千円** 窓口で申請書の記入を不要とする「書かない窓口」の実現に向けた準備を行い、DXの推進による市民サービスの向上を図ります。

あなたの意見や提案をお聞かせください



市民対話課 ☎059-382-9004 📠059-382-7660 📧shimintaiwa@city.suzuka.lg.jp

本市では、より良いまちづくりのために、市政全般に対するご意見・ご提案を「市民の声」として受け付けています。令和7年度は、延べ545件の意見が寄せられました。これらの声は、市政の参考にさせていただきます。

※令和6年度の意見は443件でした。

ご意見をお寄せください

ウェブサイト内の入力フォーム、電子メール、手紙、電話、ファクス、直接窓口にお越しいただくなど、いずれの方法でも受け付けています。手紙の場合は、市民対話課と地区市民センターなどに切手不要の「市民の声」用紙を備えていますのでご利用ください。

なお、お寄せいただいたご意見は、個人が特定できないよう配慮して、広報すずかやウェブサイトで紹介することがあります。

担当部局	件数	意見の一例
健康福祉部	77	生活保護について 新型コロナウイルスについて
総務部	58	職員の採用について 本館15階について
都市整備部	44	公園における 自転車の乗り入れについて
教育委員会事務局	44	部活動の地域展開について キッズウィークについて
文化スポーツ部	44	武道館へのエアコン設置について
環境部	42	ムクドリの大群について もやせないごみについて
危機管理部	40	駅の自転車駐輪場について
土木部	39	道路の草について 市道の散乱ゴミについて
地域振興部	36	外国人について 市民の声の用紙について
政策経営部	30	物価高騰対策について
こども政策部	30	放課後児童クラブについて
産業振興部	26	F1日本グランプリについて
議会事務局	7	こどもと議員の ふれあいミーティングについて
上下水道局	6	下水道工事について
その他	22	
計	545	

土地の管理は所有者・管理者の責務です 除草・剪定を行うなど適切に管理しましょう

環境政策課 ☎059-382-7954 📠059-382-2214 📧kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

土地の管理をおろそかにすると、雑草・樹木が生い茂り、衛生面やごみの不法投棄などさまざまな問題が発生する可能性があります。地域の皆さんが快適に暮らせるように、適切な土地の管理を心掛けましょう。

※自身での管理が難しい場合は、業者への依頼なども検討してください。

土地を放置すると…

交通事故や
空き巣の恐れ



ごみが
不法投棄される



木や枝、倒木などが
隣地に被害を与える



隣地の雑草などにお困りの方へ

私有地の雑草などに関する問題は、近隣同士のコミュニケーションの中で解決を図ることが大切です。まずは土地の所有者に除草や剪定をお願いしましょう。

土地の所有者が分からない場合は、法務局で登記事項証明書を取得することで調べることができます。